

「日本工学会功労賞事務研究委員会」内規

平成 27 年 9 月 30 日改正

平成 29 年 11 月 8 日改正

令和 3 年 10 月 13 日改正

1. 目的

本内規は、日本工学会功労賞規程第 3 条に基づき、事務研究委員会が功労賞の授賞候補者を推薦する手続きについて定める。

2. 授賞候補者の選考

- (1) 授賞候補者の選考は、事務研究委員会において毎年度初めに選出された選考委員によって行なう。
- (2) 事務研究委員会の委員長は、前項によって選考された授賞候補者を、委員会の承認を得て、原則として 1 月末日までに日本工学会会長に推薦する。推薦する様式は、別にこれを定める。
- (3) 授賞者数は、原則として年間 3 名程度とする。

3. 選考基準

以下の基準をすべて満足すること。

- (1)学協会を退職している者。ただし、退職後に嘱託などで勤務を継続する者は、退職したものとする。
- (2)当該学協会の推薦を得た者
- (3)推薦の時点で当該学協会が本会の会員であること。ただし、授賞時点でも本会の会員であることを条件とする。
- (4)以下のいずれかに該当する者
 - a. 通算 10 年程度以上事務研究委員会の委員として事務研究委員会の活動に貢献し、事務研究委員会委員を退任した者
 - b. 事務研究委員会の委員長として事務研究委員会の活動に貢献し、事務研究委員会委員を退任した者
 - c. 上記 a.および b.以外の者で、日本工学会の事業に対して特に功労があった者

4. 改廃

本内規の改廃は、事務研究委員会が行う。

以上